

令和時代に 事業承継を考える

アクタス税理士法人

7

後継者の努力方に十分説明し理解を得ることとされます。単に単独代表から複数代表になったことや、代表権は後者に移転したもの、株式の大半は前経営者が保有していることのため二重権力を求

めに、地域の経済的・社会的な発展、金融機関の経営基盤への影響などを考慮して、ガイドライン4項の(2)の要件の多くを満たしていない場合でも、総合的判断をして

(b) 延滞条件付保証契約等の
代替的融資の活用

(c) 改善に取り組む債務者に
ついて専門家支援をベースに
した実現見通しを考慮

(d) 「経営者保証」一ディム

関において経営者以外の第三者が保証を求めることが原則とすると融資銀行の確立が求められる、いふことを踏まえて、
(2) 主たる債務者及び保証人

事業承継時に期待される具体的な取扱い

経営者保証に関するガイドラインの特則の詳細

1

下
二

4

四

四

（1）対象・権限における対応
（金融機関等側に求められる
対応）

①前経営者、後継者の双方
との保証契約について

原則として前経営者、後継
者の双方からの二重の保証を求
められた「総括的保証」に該
するガイドライン」の特記

が公表された旨を、範回にわ
たして伝えました。この特記は、
ガイドラインを補完するもの

として、主たる債務者、保証人及び対象債権者のそれぞれに対し、事業継続時に期待される具体的な取扱いを定めたものです。今回はその内容を

原則として前経営者、後継者の双方から「團体保証」を求めないこととし、例外的に「重だ保証」を求めることが算入が必要な場合には、その理由や保証が提供されない場合の融資条件等について、前経営者が後継者に対する保証責任を負うものについては事業承継の要因になります。保証

乗じ
保証を認めなくてはよいかを
真摯かつ柔軟に検討するのみと
とされます。判断の際には、
次の点も踏まえて検討を行つ
ことが記載されました。
(2)事業性評価や債務者の作
成する事業計画や成長可能性
を求
阻害
を求
証を
を求
に踏み出
③前
前経
する旨
2年4
行によ
が制限

新井は「第三著」に該
能性があるとある。今
田たるの改正財法の
第一、第二著述の利
用が認められる、金融

イドライン4項の(二)に掲げる
経営状態であることが求められ
ます。要件を満たさない場合に
ては、事業承継に先立ち要
件を充足するか主体内に経
営改善取組み」とが必要と
される事。